

マイナンバーの利用拡大には慎重な審議をお願いします

3月7日、マイナンバーの利用可能事務を拡大するための番号法改正案（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案）が国会に提出されました。

マイナンバーの利用が可能な国家資格等の事務を、新たに司法書士、公認会計士、獣医師、電気工事士、教員（特別区市町村）、技術士など44資格拡大するとともに、在留カードの交付等や国民保護法による救援の実施など12事務にマイナンバーの利用を可能にする改正案です。

この利用拡大は、第211回国会で2023年6月2日に成立した改正番号法により、社会保障、税制、災害対策の3分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用促進を図ると改正されたことによるものです。この改正案に対しては、「マイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の不安の払拭に努めるとともに、拡大の必要性について国民に対して丁寧に説明し、十分な理解を得ること。」との付帯決議がされています。

法改正前の2023年3月9日、最高裁判所第一小法廷は、全国8カ所で争われたマイナンバー違憲差止訴訟の仙台・九州・名古屋訴訟について、利用範囲が社会保障・税・災害対策に限定され、提供を制限列挙した例外事由に該当する場合にのみ認めていることなどを理由に、合憲と判決しました。判決理由では、特定個人情報には秘匿性の高い情報が多数含まれ、理論上は対象者識別機能を有する個人番号を利用して情報の集約・突合や個人の分析をすることが可能であり、法制度やシステム次第では情報の芽づる式流出や不当なデータマッチングなど具体的な危険が生じ得ると認めつつ、利用や提供の厳格な規制などによってその危険性は極めて低いと述べています。

第211回国会で成立した改正番号法は、この利用や提供の厳格な規制を緩めるものであり、マイナンバー制度が合憲であるかを改めて判断すべきでした。しかし最高裁判所は2024年以降、金沢・大阪・東京・神奈川訴訟に対して、この重要な制度変更を全く考慮せずに上告を棄却・不受理にし、改正番号法の合憲性についての判断を回避しています。東京・神奈川訴訟では、原告はこれら制度変更などについて弁論を再開するよう求めましたが、行われませんでした。

私たちはこのような状態でマイナンバーの利用が拡大していくことに、強い疑念と不安を抱いています。とくに今回の改正案では、出入国在留管理庁長官による出入国や在留管理に関する事務や、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による避難住民の誘導、被災者の救援、安否情報の収集・提供などの利用が追加されようとしています。マイナンバー制度が在留資格取消のための調査などの在留管理に利用されたり、有事の際の監視や徴用などに利用が拡大していくことは、社会保障給付や行政サービスを適切に受ける権利を守るためというマイナンバー制度の導入目的にも反します。

番号法改正案の審議にあたっては、マイナンバーの利用の必要性や利用方法について市民にも理解ができるよう十分な説明と検討を求めるとともに、安易な利用拡大は行わず、導入目的にそぐわない3分野以外への利用拡大については慎重に対応されるようお願いいたします。

2025年4月14日

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会（共通番号いらないネット）
連絡先）略